

(お知らせ)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る
化学物質の輸入通関手続等について

令和3年8月30日
経済産業省製造産業局
化学物質管理課

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「法」という。）」に係る化学物質の輸入通関手続等については、令和元年7月1日付け経済産業省製造産業局化学物質管理課名通知「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について」（以下「旧通知」という。）により実施しているところですが、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第144号）の施行に伴い、本通知について、下記のとおり内容を変更して令和3年10月22日から実施します。

本通知における変更点は、以下のとおりです。

<変更内容 1 >

別紙 1 の表を下表のように変更する。

| 通し番号 | 第一種特定化学物質 | 既存化学物質に係る官報告示の類別整理番号 | 関税定率法別表の区分 | |
|------|--|---|------------------|----------|
| 変更前 | 1～13 (略) | (略) | (略) | |
| | 14 2, 2, 2-トリクロロー-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(ケルセン又はジコホル) | 4-226 | 2906. 29 | |
| | 15～33 (略) | (略) | (略) | |
| 変更後 | 1～13 (略) | (略) | (略) | |
| | 14 2・2・2-トリクロロー-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル)エタノール又は2, 2, 2-トリクロロー-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(ケルセン又はジコホル) | 2・2・2-トリクロロー-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル)エタノール 2, 2, 2-トリクロロー-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール | 4-226 | 2906. 29 |
| | 15～33 (略) | (略) | (略) | |
| 34 | ペルフルオロオクタン酸(別名 PFOA)又はその塩 | PFOA | 2-2659 | 2915. 90 |
| | | 一部の塩 | 2-1195 2-1176 | 2915. 90 |

<変更内容 2 >

別紙 2 の表のうちポリ塩化直鎖パラフィン(炭素数が 10 から 13 までのものであって、塩素の含有量が全重量の 48 パーセントを超えるものに限る。)が使用されている「生地に防炎性能を与えるための調整添加剤」を「生地に防炎性能を与えるための調製添加剤」に改め、デカブロモジフェニルエーテルが使用されている「生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与えるための調整添加剤」を「生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与えるための調製添加剤」に改める。

<変更内容3>

別紙2の表に次のように加える。

| | | |
|-----------|-----------------------------|---|
| PFOA又はその塩 | 耐水性能又は耐油性能を与えるための処理をした紙 | 4806. 20、4811. 51のうち耐水耐油紙 |
| | はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 | 54. 07、55. 12～55. 15、56. 02、56. 03のうちはつ水はつ油生地 |
| | 洗浄剤 | 3402. 11のうち洗浄剤 |
| | 半導体の製造に使用する反射防止剤 | 32. 08～32. 09のうち反射防止剤 |
| | 塗料及びワニス | 32. 08～32. 10 |
| | はつ水剤及びはつ油剤 | 38. 09 |
| | 接着剤及びシーリング用の充填料 | 接着剤 |
| | | 3506. 91 |
| | シーリング用の充填料 | 32. 14のうちシーリング用の充填料 |
| | 消化器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 | 消火器 |
| | | 84. 24 |
| | 消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 | 3813. 00 |
| | トナー | 84. 43のうちトナー |
| | はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 | 62. 01～62. 06、62. 10及び62. 11のうちはつ水はつ油衣服 |
| | はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 | 57. 01～57. 05のうちはつ水はつ油床敷物 |
| | 床用ワックス | 3405. 20のうち床用ワックス |
| | 業務用写真フィルム | 37. 01～37. 02のうち業務用写真フィルム |

なお、旧通知は、令和3年10月21日限りで廃止します。

I. 化学物質の輸入通関手続について

1 既存化学物質、公示化学物質又は監視化学物質を輸入する場合

- (1) 法附則第2条第4項に規定する既存化学物質名簿に収載されている化学物質（以下「既存化学物質」という。）にあっては、既存化学物質に係る官報告示の類別整理番号を、輸入申告書又はインボイスに記入すること。
- (2) 法第4条第5項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定によりその名称が公示された化学物質（以下「公示化学物質」という。）にあっては、公示化学物質に係る官報告示の通し番号及び類別整理番号を、輸入申告書又はインボイスに記入すること。
- (3) 法第2条第9項の規定によりその名称が公示された同条第4項の監視化学物質、同条第5項の優先評価化学物質にあっては、当該監視化学物質等に係る官報告示の通し番号及び類別整理番号を、輸入申告書又はインボイスに記入すること。

2 第一種特定化学物質を輸入する場合

- (1) 試験研究用以外として法第2条第2項に規定する第一種特定化学物質（別紙1）を輸入する場合は、法第22条に基づく経済産業大臣の許可を受けるとともに、許可書の原本を輸入申告の際に提出すること。なお、当該書面の提出は写しによるもので構わない。
- (2) 試験研究用として第一種特定化学物質を輸入する場合には、試験研究用として輸入するものである旨の様式第1による書面を、輸入申告の際に提出すること。なお、当該書面の提出は写しによるもので構わない。

3 第二種特定化学物質を輸入する場合

法第2条第3項に規定する第二種特定化学物質にあっては、第二種特定化学物質に係る法施行令第2条に規定する当該化学物質ごとの号番号を、輸入申告書又はインボイスに記入すること。

なお、試験研究用以外として第二種特定化学物質を輸入する場合には、法第35条第1項に基づき、毎年度、輸入予定数量を経済産業大臣に届け出る必要があるとともに、届け出た輸入予定数量を超えて輸入する場合には、同条第2項に規定する変更の手続が必要となるので十分に注意すること。

4 新規化学物質を輸入する場合

法第2条第6項の新規化学物質（以下「新規化学物質」という。）を輸入する場合は、あらかじめ厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣へ必要事項を届出等し、審査又は確認を受ける必要があるので十分に注意すること。

- (1) 法第4条第1項若しくは第2項又は法第5条第8項の規定により法第4条第1

項第2号から第5号のいずれかに該当するものである旨の通知を受けた新規化学物質については、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の通知書の写しを輸入申告の際に提出すること。ただし、法第2条第9項及び第4条第5項の規定により当該新規化学物質の名称が公示された後においては、通知書の写しは必要なく、上記1(2)又は(3)に該当する場合の手続によること。

- (2) 試験研究用又は試薬として用いられる新規化学物質については、輸入申告に係る化学物質は試験研究用又は試薬として輸入するものである旨の様式第2による書面を、輸入申告の際に提出すること。なお、当該書面の提出は写しによるもので構わない。
- (3) 法第3条第1項第4号の確認を受けた新規化学物質（以下「中間物等新規化学物質」という。）については、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認通知書の写しを輸入申告の際に提出すること。
- (4) 法第3条第1項第5号の確認を受けた新規化学物質（以下「少量新規化学物質」という。）については、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の少量新規化学物質確認通知書の写し及び当該年度における製造・輸入に係る累積数量が当該確認通知書の写しに記載された製造・輸入数量以下である旨の様式第3による書面を輸入申告の際に提出すること。様式第3は確認を受けた受付コード別に累積数量を記載すること。様式第3に記載する受付コードは当該輸入に係るもののみで構わない。なお、当該書面の提出は、写しによるもので構わない。
- (5) 法第3条第1項第6号の確認を受けた新規化学物質（以下「法第3条第1項第6号に係る高分子化合物」という。）の輸入に係る場合
厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の法第3条第1項第6号に係る高分子化合物確認通知書の写しを輸入申告の際に提出すること。
- (6) 法第5条第4項の確認を受けた新規化学物質（以下「低生産量新規化学物質」という。）については、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の低生産量新規化学物質確認通知書の写し及び当該年度における製造・輸入に係る累積数量が当該確認通知書の写しに記載された製造・輸入数量以下である旨の様式第3による書面を輸入申告の際に提出すること。様式第3は確認を受けた受付コード別に累積数量を記載すること。様式第3に記載する受付コードは当該輸入に係るもののみで構わない。なお、当該書面の提出は、写しによるもので構わない。

5 外国における製造者等に係る新規化学物質のうち、法第4条第1項第2号から第5号に該当するものである旨の通知を受けた者から当該通知に係る新規化学物質を輸入する場合

法第7条第2項において準用する法第4条第1項又は第2項の規定により法第4条第1項第2号から第5号のいずれかに該当するものである旨の通知を受けた者から当該通知に係る新規化学物質を輸入する場合は、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の通知書の写しを輸入申告の際に提出すること。ただし、当該通知を受けた者が当該新規化学物質の本邦への輸出を第三者に行わせる場合は、当該通知書の写し及び当該通知を受けた者が当該通知に係る新規化学物質の本邦への輸出を当

該第三者に行わせることとした旨を当該通知を受けた者が記載した様式第4による書面を輸入申告の際に提出すること。

なお、法第7条第2項において準用する法第4条第5項の規定により当該化学物質の名称が公示された後においては、通知書の写し等は必要なく、上記1(2)の公示化学物質に該当する場合の手続によること。

6 留意すべき事項

- (1) 上記1から5に掲げる書面の提出がない場合は、輸入が認められることもあるので十分に注意すること。また、上記1から5に掲げる書面に記載された化学物質とインボイスその他の書類に記載された化学物質との関係がそれらの名称等により明らかとなっていない場合は、輸入が認められることもあるので十分に注意すること。
- (2) 虚偽の記載又は偽造に基づく上記1から5に掲げる書面を提出して、新規化学物質等の輸入をしたことが判明した場合は、関係諸法律に照らして処罰されることがあるので十分に注意すること。
- (3) 輸入しようとする商品の特性等により様式により難い場合には、記載事項の追加等により、法との関係を明らかにすること。

II. 第一種特定化学物質を使用する製品の輸入について

法施行令第7条に掲げる製品を輸入する場合は、同条の表の上覧（別紙2では左欄）に掲げる第一種特定化学物質が使用されていないことを確認して輸入すること。第一種特定化学物質が使用されている場合は、輸入することができない。

法施行令第7条に掲げる製品と関税定率法別表（関税率表）の区分との主要な対比は、「第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品と関税定率法別表との対比」（別紙2）のとおりである。

なお、法施行令第7条に規定する木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤とは、防腐、防虫又は防かび効果を有する第一種特定化学物質に他の物質を混合することにより使用上の便益を向上させた、いわゆる製剤全てを含むものであり、予防剤、駆除剤、土壤処理剤、予防駆除剤、防蟻剤、防かび剤等はこれに該当するものとする。

様式第 1

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る
第一種特定化学物質用途確認書（試験研究用）

年 月 日

□□税関長 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名

住 所

今般の輸入申告に係る {輸入（納税）申告書に記載した名称} は、

試験研究用として輸入するものに相違ありません。

担当者氏名
電話番号

備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. { } は、該当する事項を記載すること。

様式第2

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る
輸入新規化学物質用途確認書（試験研究用又は試薬用）

年 月 日

□□税関長 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名

住 所

今般の輸入申告に係る {輸入（納税）申告書に記載した名称} は、

{ 試験研究用
 試薬 }

として輸入するものに相違ありません。

担当者氏名
電話番号

備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. { } は、該当する事項を記載すること。

様式第3

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る
輸入新規化学物質累積数量確認書
(少斂新規化学物質又は低生産量新規化学物質用)

年 月 日

□□税関長 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名

住 所

今般の輸入申告に係る {輸入(納税)申告書に記載した名称} の、受付コード、今年度の製造・輸入に係る累積数量及び今年度輸入回数は次のとおりです。

| 受付コード | 今回の輸入 を含め今年 度の輸入に 係る累積數 量 | 今年度の 製造に係 る累積數 量 | 今年度の輸入 に係る累積數 量と製造に係 る累積數量の 合計 | 今年度の輸 入回数 |
|-------|---------------------------------------|---------------------------|--|--------------|
| | kg | kg | kg | 回 |
| | | | | |

上記の累積数量は、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の
{ 少斂新規化学物質 }
{ 低生産量新規化学物質 }
確認通知書に記載された製造・輸入数量以下であることを報告します。

担当者氏名
電話番号

備考

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- { } は、該当する事項を記載すること。

樣式第 4

Date :

C E R T I F I C A T E

Name of Company :

Name of Representative :

Authorized Signature :

Address of Company :

This is to certify that we have decided to export to Japan the new

chemical substance (namely,

)

referred to in our export notification to the Minister of Health, Labor and Welfare,

Minister of Economy, Trade and Industry and Minister of the Environment

of Japan in the name of

as its shipper.

(別紙1)

第一種特定化学物質

| 通し番号 | 第一種特定化学物質 | 既存化学物質に係る官報告示の類別整理番号 | 関税定率法別表の区分 |
|------|--|---|------------|
| 1 | ポリ塩化ビフェニル(PCB) | — | 2903. 99 |
| 2 | ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上のものに限る。)(PCN) | 4-317 (塩素数が2以上のもの) | 2903. 99 |
| 3 | ヘキサクロロベンゼン(HCB) | 3-76 | 2903. 92 |
| 4 | 1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキゾ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名アルドリン) | 4-303 | 2903. 82 |
| 5 | 1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキゾ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名ディルドリン) | 4-299 | 2910. 40 |
| 6 | 1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名エンドリン) | 4-299 | 2910. 50 |
| 7 | 1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン(別名DDT) | 4-910 | 2903. 92 |
| 8 | 1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クロルデン又はヘプタクロル)(クロルデン類) | 9-1646 | 2903. 82 |
| 9 | ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO) | 2-2027 2-2242 | 2931. 20 |
| 10 | N, N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン | 3-146 3-365 | 2921. 51 |
| 11 | 2, 4, 6-トリターシヤリーブチルフェノール(TTBP) | 3-540 | 2907. 19 |
| 12 | ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデンビシクロ[2. 2. 1]ヘプタン(別名トキサフェン) | — | 2903. 89 |
| 13 | ドデカクロロベンタシクロ[5. 3. 0. 0 ^{2, 6} . 0 ^{3, 9} . 0 ^{4, 8}]デカン(別名マイレックス) | — | 2903. 83 |
| 14 | 2-2-2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル)エタノール又は2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(ケルセン又はジコホル) | 2-2-2-ト リクロロ-1 -(2-クロ ロフェニル) -1-(4- クロロフェニ ル)エタノ ル | 2906. 29 |

| 通し番号 | 第一種特定化学物質 | 既存化学物質に係る官報告示の類別整理番号 | 関税定率法別表の区分 |
|------|--|---|-------------------------|
| | | 2, 2, 2-ト リクロロー 1, 1-ビス (4-クロロ フェニル)エ タノール | 4-226 |
| 15 | ヘキサクロロブタ-1, 3-ジエン | 2-121 | 2903. 29 |
| 16 | 2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)- 4, 6-ジーターシャリーブチルフェノール | 5-3580 5-3604 | 2933. 99 |
| 17 | ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS) 又はその塩 | PFOS | 2-1595 |
| | | 一部の塩 | 2-2810 |
| 18 | ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド (別名PFOSF) | 2-2803 | 2904. 36 |
| 19 | ペンタクロロベンゼン | 3-76 | 2903. 93 |
| 20 | r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロロシ クロヘキサン(別名アルファー-ヘキサクロロシクロヘキサ ン) | 3-2250 9-1652 | 2903. 81 |
| 21 | r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシ クロヘキサン(別名ベータ-ヘキサクロロシクロヘキサン) | 3-2250 9-1652 | 2903. 81 |
| 22 | r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシ クロヘキサン(別名ガンマー-ヘキサクロロシクロヘキサン) | 3-2250 9-1652 | 2903. 81 |
| 23 | デカクロロペンタシクロ[5. 3. 0. 0 ^{2, 6} . 0 ^{3, 9} . 0 ^{4, 8}]デカ ン-5-オン(別名クロルデコン) | — | 2914. 71 |
| 24 | ヘキサブロモビフェニル | — | 2903. 94 |
| 25 | テトラブロモ(フェノキシベンゼン)(別名テトラブロモジフ エニルエーテル) | 3-61 | 2909. 30 |
| 26 | ペンタブロモ(フェノキシベンゼン)(別名ペンタブロモジフ エニルエーテル) | — | 2909. 30 |
| 27 | ヘキサブロモ(フェノキシベンゼン)(別名ヘキサブロモジ フェニルエーテル) | 3-2845 | 2909. 30 |
| 28 | ヘプタブロモ(フェノキシベンゼン)(別名ヘプタブロモジフ エニルエーテル) | 3-3716 ^{注3)} | 2909. 30 |
| 29 | 6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオ キサチエピン=3-オキシド(別名エンドスルファン又はベ ンゾエピン) | — | 2920. 30 |
| 30 | ヘキサブロモシクロドデカン | 3-2254 | 2903. 89 |
| 31 | ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル | ペンタクロロ フェノール | 3-2850 2908. 11 他 |

| 通し番号 | 第一種特定化学物質 | 既存化学物質に係る官報告示の類別整理番号 | | 関税定率法別表の区分 |
|------|---|----------------------|-----------------------------------|------------|
| | | 一部の塩 | 3-985 3-993 3-2599 9-876 | |
| | | 一部のエステル | 3-986 3-1535 | |
| 32 | ポリ塩化直鎖パラフィン(炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。) | 2-68 | | 2903. 19 |
| 33 | 1, 1' -オキシビス(2, 3, 4, 5, 6-ペンタブロモベンゼン)(別名デカブロモジフェニルエーテル) | 3-2846 | | 2909. 30 |
| 34 | ペルフルオロオクタン酸(別名 PFOA)又はその塩 | PFOA | 2-2659 | 2915. 90 |
| | | 一部の塩 | 2-1195 2-1176 | 2915. 90 |

注1)同位元素(第28. 44項のものを除く)の化合物であるものは、2845. 90に属す。

注2)2以上の第一種特定化学物質を混合したものについては、表中の関税定率法別表の区分に限らない。

注3)ヘプタブロモジフェニルエーテル、オクタブロモジフェニルエーテル及びノナブロモジフェニルエーテルからなる物質が3-3716である。

(別紙2)

第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品と関税定率法別表の対比

| 第一種特定化学物質 | 製品(内訳) | 関税定率法別表の区分 | |
|---|--|---------------------------------------|---|
| ポリ塩化ビフェニル(PCB) | 潤滑油、切削油及び作動油(注:潤滑油は、常温において液状の潤滑剤をいう。切削油及び作動油についても同様である。) | 潤滑油 | 2710. 12-2、2710. 19-1-(4)、2710. 19-2、2710. 20-1-(5)、2710. 20-2及び34. 03のうち主として潤滑の用に供するもの |
| | | 切削油 | 2710. 12-2、2710. 19-1-(4)、2710. 19-2、2710. 20-1-(5)、2710. 20-2及び34. 03のうち切削油 |
| | | 作動油 | 2710. 19-1-(4)、2710. 19-2、2710. 20-1-(5)、2710. 20-2及び3824. 82のうち作動油 |
| 接着剤(動植物系のものを除く。)、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充填料 | 接着剤(動植物系のものを除く。) | 接着剤(動植物系のものを除く。) | 35. 06、39. 01から39. 13まで及び40. 02のうち接着剤(動植物系のものを除く。) |
| | | パテ及び閉そく用又はシーリング用の充填料 | 32. 14のうちパテ及び閉そく用又はシーリング用の充填料 |
| 塗料(水系塗料を除く。)、印刷用インキ及び感圧複写紙 | 塗料(水系塗料を除く。) | 塗料(水系塗料を除く。) | 32. 08、32. 10及び3212. 90-2 |
| | | 印刷用インキ | 32. 15 |
| | | 感圧複写紙 | 48. 09及び48. 16のうち感圧複写紙 |
| 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器 | 液体を熱媒体とする加熱用の機器 | 液体を熱媒体とする加熱用の機器 | 84. 19、85. 14及び85. 16のうち液体を熱媒体とする加熱器 |
| | | 液体を熱媒体とする冷却用の機器 | 84. 19のうち液体を熱媒体とする冷却器 |
| 油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー | 油入変圧器 | 8504. 21から8504. 23までのうち油入変圧器 | |
| | 紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー | 85. 32のうち紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー | |
| エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ(注:上記油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサーでPCBが使用されたものを部分品として組み込んだものである。) | エアコンディショナー | 84. 15 | |
| | テレビジョン受信機 | 85. 28 | |
| | 電子レンジ | 84. 19及び8516. 50のうち調理用電子レンジ | |

| 第一種特定 化学物質 | 製品(内訳) | | 関税定率法別表の区分 |
|---------------------------------|---|--|---|
| ポリ塩化ナフタレン(PCN) [塩素数が2以上のものに限る。] | 潤滑油及び切削油 | 潤滑油 | 2710. 12-2、2710. 19-1-(4)、2710. 19-2、2710. 20-1-(5)、2710. 20-2及び34. 03のうち主として潤滑の用に供するもの |
| | | 切削油 | 2710. 12-2、2710. 19-1-(4)、2710. 19-2、2710. 20-1-(5)、2710. 20-2及び34. 03のうち切削油 |
| | 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 | 38. 08、3824. 99-4のうち木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 | |
| アルドリン及びDDT | 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。) | 32. 08から32. 10まで及び3212. 90-2のうち防腐用、防虫用又はかび防止用のもの | |
| | 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 | 38. 08、3824. 84のうち木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 | |
| ディルドリン | 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。) | 32. 08から32. 10まで及び3212. 90-2のうち防腐用、防虫用又はかび防止用のもの | |
| | 羊毛(脂付き羊毛を除く。) | 5101. 21、5101. 29、5101. 30、5105. 10、5105. 21、5105. 29のうち羊毛(脂付き羊毛を除く。) | |
| | 木材用の防腐剤及び防虫剤 | 38. 08、3824. 84のうち木材用の防腐剤及び防虫剤 | |
| クロルデン類 | 木材用の接着剤 | 3501. 90、35. 03、35. 05、35. 06、39. 01から39. 13まで及び40. 02のうち木材用の接着剤 | |
| | 塗料(防腐用又は防虫用のものに限る。) | 32. 08から32. 10まで及び3212. 90-2のうち防腐用又は防虫用のもの | |
| | 防腐木材及び防虫木材 | 4403. 11、4403. 12、44. 04、4406. 91、4406. 92、44. 07から44. 09まで及び44. 13のうち防腐木材及び防虫木材 | |
| | 防腐合板及び防虫合板 | 44. 12及び44. 18のうち防腐合板及び防虫合板 | |
| | 防腐剤及びかび防止剤 | 38. 08及び3824. 99-4のうち防腐剤及びかび防止剤 | |
| ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO) | 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)及び印刷用インキ | 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。) | 32. 08、32. 09、32. 10及び3212. 90-2のうちいわゆる船底塗料、漁網防汚剤等(貝類、藻類その他の水中生物の付着を防止するものに限る。) |
| | | 印刷用インキ | 32. 15 |
| | 漁網 | 5608. 11、5608. 90(漁網に限る。) | |

| 第一種特定 化学物質 | 製品(内訳) | 関税定率法別表の区分 | |
|---|--|---|---|
| N・N'ジトリル -パラーフェニ レンジアミン、N -トリル-N'- キシリル-パラ -フェニレンジ アミン又はN・N' -ジキシリル- パラーフェニレ ンジアミン | ゴム老化防止剤 | 3812. 31-1 | |
| | スチレンブタジエンゴム | 4002. 11、4002. 19のうちスチレンブタジエンゴム | |
| 2, 4, 6-トリー ターシヤリーブ チルフェノール (TTBP) | 酸化防止剤その他の調製添加剤(潤滑 油用又は燃料油用のものに限る。) | 38. 11のうち酸化防止剤その他の調製添加 剤(潤滑油用又は燃料油用のものに限る。) | |
| | 潤滑油 | 2710. 12-2、2710. 19-1-(4)、271 0. 19-2、2710. 20-1-(5)、2710. 2 0-2及び34. 03のうち主として潤滑の用に 供するもの | |
| マイレックス | 木材用の防虫剤 | 38. 08、3824. 84のうち木材用の防虫剤 | |
| 2-(2H-1, 2, 3-ベンゾト リアゾール-2 -イル)-4, 6 -ジーターシャ リーブチルフェノ ール | 化粧板 | 44. 10から44. 12のうち化粧板 | |
| | 接着剤(動植物系のもの のを除く。)、パテ及び閉 そく用又はシーリング用 の充填料 | 接着剤(動植物系のもの のを除く。) パテ及び閉そく用又はシーリング用の充 填料 | 35. 06、39. 01から39. 13まで及び40. 02のうち接着剤(動植物系のもの のを除く。) 32. 14のうちパテ及び閉そく用又はシーリ ング用の充填料 |
| | 塗料及び印刷用インキ | 塗料 | 32. 08から32. 10 |
| | | 印刷用インキ | 32. 15 |
| | ヘルメット (注: 当該物質が使用されている製品が 確認されているのはプラスチック製のもの。) | 6506. 10 | |
| | ラジエータグリルその他の自動車の部品 (金属製のものを除く。) (注: 当該物質が使用されている製品が 確認されているのはプラスチック製のもの。) | 87. 08(金属製のものを除く。) | |
| | 照明カバー (注: 当該物質が使用されている製品が 確認されているのはプラスチック製のもの。) | 9405. 9のうち照明カバー | |
| | 保護用眼鏡のレンズ及 び眼鏡のフレーム (注: 当該物質が使用さ れている製品が確認さ れているのはプラスチッ ク製のもの。) | 保護用眼鏡の レンズ | 90.01のうち保護用眼鏡のレンズ |
| | | 眼鏡のフレーム | 9003. 1 |

| 第一種特定 化学物質 | 製品(内訳) | 関税定率法別表の区分 |
|-------------------------|--|--|
| | 防臭剤 | 3307. 49のうち防臭剤 |
| | ワックス | 34. 05のうちワックス |
| | サーフボード | 9506. 29のうちサーフボード |
| | インキリボン | 8443. 99のうちインキリボン |
| | 印画紙 | 37. 03のうち印画紙 |
| | ボタン (注:当該物質が使用されている製品が 確認されているのはプラスチック製のも の。) | 9606. 2 |
| | 管、浴槽その他のプラスチック製品(成 形したものに限る。) | 39. 17から39. 26 |
| PFOS又はその 塩 | 航空機用の作動油 | 2710. 19-1-(4)、2710. 19-2、271 0. 20-(5)及び2710. 20-2のうち航空 機用の作動油 |
| | 糸を紡ぐために使用する油剤 | 3809. 91のうち糸を紡ぐために使用する油 剤 |
| | 金属の加工に使用するエッティング剤 | 3707. 90、3810. 10及び3824. 87のう ち金属の加工に使用するエッティング剤 |
| | 圧電フィルタ又は半導体の製造に使用 するエッティング剤 | 3824. 87のうち圧電フィルタの製造に使用 するエッティング剤又は3707. 90及び382 4. 87のうち半導体の製造に使用するエッチ ング剤 |
| | メッキ用の表面処理剤又はその調製添 加剤 | 34. 02のうちメッキ用の表面処理剤又はそ の調製添加剤 |
| | 半導体の製造に使用する反射防止剤 | 3208. 90のうち半導体の製造に使用する 反射防止膜 |
| | 半導体用のレジスト | 3707. 90のうち半導体用のレジスト |
| | 研磨剤 | 3810. 10及び3824. 87のうち研磨剤 |
| 消火器、消火器用消火薬 剤及び泡消火薬剤 | 消火器 | 84. 24 |
| | 消火器用消 火薬剤及び 泡消火薬剤 | 3813. 00 |
| | 防虫剤(しろあり又はありの防除に用い られるものに限る。) | 38. 08及び3824. 87のうち防虫剤(しろあ り又はありの防除に用いられるものに限る。) |
| | 業務用写真フィルム | 37. 01、37. 02のうち業務用写真フィルム |
| | 印画紙 | 37. 03のうち印画紙 |

| 第一種特定 化学物質 | 製品(内訳) | | 関税定率法別表の区分 |
|---|--------------------------|---------------|---|
| テトラブロモジ フェニルエーテ ル | 塗料 | | 32. 08から32. 10まで及び3212. 90－ 2のうち塗料 |
| | 接着剤 | | 35. 06、39. 01から39. 13まで及び40. 02のうち接着剤 |
| ヘキサブロモ シクロドデカン | 防炎性能を与えるための処理をした生 地 | | 54. 07、55. 12から55. 15及び56. 03 のうち防炎生地 |
| | 生地に防炎性能を与えるための調製 添加剤 | | 2903. 89及び3809. 91のうち難燃剤 |
| | 発泡ポリスチレンビーズ | | 3903. 11のうち発泡ポリスチレンビーズ (粒) |
| | 防炎性能を与えるための処理をしたカ ーテン | | 6303. 12及び6303. 92のうち防炎カーテン |
| ペンタクロロフ エノール又は その塩若しくは エステル | 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防 止剤 | | 38. 08、3824. 99－4のうち木材用の防 腐剤、防虫剤及びかび防止剤 |
| | 防腐木材、防虫木材及びかび防止木 材 | | 4403. 11、4403. 12、44. 04、4406. 91、4406. 92、44. 07から44. 09まで 及び44. 13のうち防腐木材、防虫木材及び かび防止木材 |
| | 防腐合板、防虫合板及びかび防止合 板 | | 44. 12及び44. 18のうち防腐合板、防虫 合板及びかび防止合板 |
| | にかわ | | 3503. 00－012 |
| ポリ塩化直鎖 パラフィン(炭 素数が10から 13までのもの であって、塩素 の含有量が全 重量の48パ ーセントを超 えるものに限 る。) | 潤滑油、切削油 及び作動油 | 潤滑油 | 2710. 12－2、2710. 19－1－(4)、27 10. 19－2、2710. 20－1－(5)、271 0. 20－2及び34. 03のうち主として潤滑 の用に供するもの |
| | | 切削油 | 2710. 12－2、2710. 19－1－(4)、27 10. 19－2、2710. 20－1－(5)、271 0. 20－2及び34. 03のうち切削油 |
| | | 作動油 | 2710. 19－1－(4)、2710. 19－2、27 10. 20－1－(5)、2710. 20－2及び38 24. 82のうち作動油 |
| | 生地に防炎性能を与えるための調製 添加剤 | | 2903. 19及び3809. 91のうち難燃剤 |
| | 樹脂用又はゴム用の可塑剤 | | 15. 18、3812. 20、38. 24のうち可塑剤 |
| | 塗料(防水性かつ難燃性のものに限 る。) | | 32. 08から32. 10及び3212. 90－2の うち防水性かつ難燃性のもの |
| | 接着剤及びシーリ ング用の充填料 | 接着剤 | 35. 06、39. 01から39. 13まで及び40. 02のうち接着剤 |
| | | シーリング用充填 料 | 32. 14のうちパテ及び閉そく用又はシーリ ング用の充填料 |
| | 皮革用の加脂剤 | | 27. 10、3403. 11及び3403. 91のうち 皮革用の加脂剤 |

| 第一種特定 化学物質 | 製品(内訳) | | 関税定率法別表の区分 |
|----------------|-----------------------------|-----------------|---|
| デカブロモジフェニルエーテル | 防炎性能を与えるための処理をした生地 | | 54. 07、55. 12から55. 15及び56. 03のうち防炎生地 |
| | 生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与えるための調製添加剤 | | 2909. 30、3809. 91及び38. 24のうち難燃剤 |
| | 接着剤及びシーリング用の充填料 | 接着剤 | 35. 06、39. 01から39. 13まで及び40. 02のうち接着剤 |
| | | シーリング用の充填料 | 32. 14のうちパテ及び閉そく用又はシーリング用の充填料 |
| | 防炎性能を与えるための処理をした床敷物 | | 39. 18及び57. 01から57. 05のうち防炎敷物 |
| | 防炎性能を与えるための処理をしたカーテン | | 6303. 12及び6303. 92のうち防炎カーテン |
| PFOA 又はその塩 | 防炎性能を与えるための処理をした旗及びのぼり | | 4911. 10及び6307. 90のうち防炎旗及び防炎のぼり |
| | 耐水性能又は耐油性能を与えるための処理をした紙 | | 4806. 20、4811. 51のうち耐水耐油紙 |
| | はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 | | 54. 07、55. 12～55. 15、56. 02、56. 03のうちはつ水はつ油生地 |
| | 洗浄剤 | | 3402. 11のうち洗浄剤 |
| | 半導体の製造に使用する反射防止剤 | | 32. 08～32. 09のうち反射防止剤 |
| | 塗料及びワニス | | 32. 08～32. 10 |
| | はつ水剤及びはつ油剤 | | 38. 09 |
| | 接着剤及びシーリング用の充填料 | 接着剤 | 3506. 91 |
| | | シーリング用の充填料 | 32. 14のうちシーリング用の充填料 |
| | 消化器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 | 消火器 | 84. 24 |
| | | 消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 | 3813. 00 |
| | トナー | | 84. 43のうちトナー |
| | はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 | | 62. 01～62. 06、62. 10及び62. 11のうちはつ水はつ油衣服 |
| | はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 | | 57. 01～57. 05のうちはつ水はつ油床敷物 |
| | 床用ワックス | | 3405. 20のうち床用ワックス |
| | 業務用写真フィルム | | 37. 01～37. 02のうち業務用写真フィルム |

(参考1)
化学物質の範囲等

法第二条第一項に「化学物質」とは「元素又は化合物に化学反応を起こさせることにより得られる化合物(放射性物質……中略……除く。)をいう。」と規定されており、この解釈は、次のとおりとする。

(1) 「元素」とは一種類の原子(同位体の区別は問わない。以下同じ。)からなるすべての状態(例:励起状態、ラジカル)の物質をいうものとする。

なお、合金については、「元素」の混合物であると解されているので「化学物質」の範囲外として取り扱うものとする。

(2) 「化合物」とは、二種類(少なくとも一種類は、H、He、B、C、N、O、F、Ne、P、S、Cl、Ar、As、Se、Br、Kr、Te、I、Xe、At又はRnとする。)以上の原子が共有結合、イオン結合、配位結合等又はこれらの任意の組み合わせの結合によって結合した物質をいうものとする。

(3) 「起こさせることにより」とは、人為的に起こさせることであるから自然界において起こる場合はこれに該当せず、生物の飼育、栽培、培養等により生物体そのもの(生、死を問わない。)又は生物体構成成分を得る場合は、生物体内で化学反応が起こっていても、当該飼育、栽培、培養等の行為自体は、化学反応を人為的に起こさせる行為としては扱わない。

なお、化学反応を人為的に起こさせているが、その及ぶところが局限されている場合(例:金属の表面処理、使用時に化学反応が起こる接着剤又は塗料)又は生成物が廃棄物となり分離使用されることのない場合は、「起こさせることにより」には該当しないものとする。

(4) 施行令で定められた製品については、「化合物」とはせず、法第24条(製品の輸入の制限)、第28条(基準適合義務)、第29条(表示等)、第30条(改善命令)、第34条(第一種特定化学物質の指定等に伴う措置命令)、第35条(製造予定数量の届出等)、第36条(技術上の指針の公表等)、第37条(表示等)、第39条(指導及び助言)、第42条(取扱いの状況に関する報告)、第43条(報告の徴収)、第44条(立入検査等)、第48条(要請)により対処するものとする。また、施行令で定められていないものであり、次の①又は②に該当するものについては、「化合物」とはせず、「製品」とみなして扱い、本法以外の関連法令等により対処するものとする。

① 固有の商品形状を有するものであって、その使用中に組成や形状が変化しないもの(例:合成樹脂製什器・板・管・棒・フィルム)。ただし、当該商品がその使用中における本来の機能を損なわない範囲内での形状の変化(使用中の変形、機能を変更しない大きさの変更)、本来の機能を発揮するための形状の変化(例:消しゴムの摩耗)や、偶発的に商品としての機能が無くなるような変化(使用中の破損)については、組成や形状の変化として扱わない。

② 必要な小分けがされた状態であり、表示等の最小限の変更により、店頭等で販売される形態になっている混合物(例:顔料入り合成樹脂塗料、家庭用洗剤)

(参考2)

輸入通関時に求められる官報告示の通し番号、提出書類等の一覧

| 化学物質の分類 | 官報告示の通し番号等 (輸入申告書・インボイス) | 提出書類等 |
|-----------------------------------|-----------------------------|--|
| 既存化学物質 | 類別整理番号 | — |
| 公示化学物質 | 通し番号、類別整理番号 | — |
| 監視化学物質 | 通し番号、類別整理番号 | — |
| 優先評価化学物質 | 通し番号、類別整理番号 | — |
| 第一種特定化学物質 ①特定の用途に使用する第一種特定化学物質 | — | 許可書の写し |
| ②試験研究用の第一種特定化学物質 | — | 様式第1による書面 |
| 第二種特定化学物質 | 施行令第2条の号番号 | |
| 新規化学物質 ①判定通知受理後 | — | 通知書の写し |
| ②試験研究用・試薬用 | — | 様式第2による書面 |
| ③中間物等 | — | 確認通知書の写し |
| ④少量新規化学物質 | — | 確認通知書の写し及び様式第3による書面 |
| ⑤法第3条第1項第6号に係る高分子化合物 | — | 確認通知書の写し |
| ⑥低生産量新規化学物質 | — | 確認通知書の写し及び様式第3による書面 |
| 外国製造者等に係る新規化学物質 | — | 通知書の写し(通知受理者以外に輸出させる場合には通知書の写し及び様式第4による書面) |